

令和 3 年 3 月 甲良町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 2 3 日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 議案第 6 号 | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 議案第 7 号 | 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第 8 号 | 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第 9 号 | 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 10 号 | 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 16 号 | 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて |
| 第 8 | 議案第 17 号 | 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて |
| 第 9 | 議案第 18 号 | 訴えの提起につき、議決を求めることについて |
| 第 10 | 議案第 19 号 | 訴えの提起につき、議決を求めることについて |
| 第 11 | 議案第 20 号 | 訴えの提起につき、議決を求めることについて |
| 第 12 | 議案第 21 号 | 訴えの提起につき、議決を求めることについて |
| 第 13 | 議案第 23 号 | 令和 2 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 14 | 議案第 24 号 | 令和 2 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 15 | 議案第 25 号 | 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第 16 | 議案第 26 号 | 令和 2 年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 17 | 議案第 27 号 | 令和 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 |

予算（第2号）

- 第18 議案第28号 令和2年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）
 第19 議案第29号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）
 第20 議案第22号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第10号）
 第21 議案第30号 令和3年度甲良町一般会計予算
 発議第4号 議案第30号 令和3年度甲良町一般会計予算に対する
 修正（案）
 第22 議案第31号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計予算
 第23 議案第32号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
 第24 議案第33号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計予算
 第25 議案第34号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
 第26 議案第35号 令和3年度甲良町下水道事業会計予算
 第27 議案第36号 令和3年度甲良町水道事業会計予算
 第28 発議第5号 令和3年度甲良町一般会計予算の執行に関する付帯決議
 について
 第29 意見書第1号 核兵器禁止条約に参加を求める意見書（案）
 第30 議員派遣について
 第31 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	野 瀬 欣 廣
5 番	阪 東 佐智男	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修
9 番	建 部 孝 夫	10 番	西 澤 伸 明
11 番	山 田 裕 康		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総 務 課 長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会 計 管 理 者	宮 川 哲 郎	学 校 教 育 課 長	藤 村 善 信
税 務 課 長	大 野 けい子	建 設 水 道 課 長	村 岸 勉
企 画 監 理 課 長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之

住 民 課 長 小 林 千 春
保健福祉課長 中 村 康 之
産 業 課 長 西 村 克 英

建設水道課参事 丸 山 正
総務課主幹 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 藤 井 千 恵

(午前 10 時 35 分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は 11 人です。

議員定足数に達していますので、令和 3 年 3 月甲良町議会定例会第 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番 山田充議員、4 番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第 2 議案第 6 号を議題とします。

この議案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○建部総務民生常任委員会委員長 総務民生常任委員会の審査報告を申し上げます。

まず、審査の結果でございますが、議案第 6 号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、原案可決でございます。

審査の経過でございますが、健康老人をつくる事業や認知症対策において、町としての人員配置の強化をどう考えるのかとの問いに、できる限り職員充足に努力してきたが、採用しようとしても応募がない現状である。限られた人材でいかに業務を遂行するかを考え、人員配置については、今後も充足をめざしていきたい。健康づくり運動については、会計は分かれているが、連携を取り、早めの予防を心がけていきたいとのことであった。

令和 5 年度の数値について、サービスの見込量が伸びているが、その算式はとの問いに、平成 30 年度と令和元年度の月の平均のサービスの利用者数と令和 2 年度の現状の利用数を比較し、その伸び率と今後の求められるサービスを勘案して見込みを出したとのことでありました。

10 月に示された第 8 期の基準保険料額は 8,574 円で、今回 6,900 円になったが、大きな要因について、人口推計を見直したことと、基金の 2,000 万円の繰入れ、健康な方を増やすことで給付費が下がっていくという見込みの 3 点かとの問いに、元気な方を増やすことをめざしているが、なかなか結果が出ない。今現在の対象者を重症化させないようにし、今の状態でどれだけ伸びていくかを予測しつつ、予防に力を入れていく。要因としては、人口推計の見直しと、基金の繰入れにより負担軽減に至ったとのことでありました。

その他いろいろ質疑、指摘がありました。

以上でございます。よろしくお願いします。

○山田裕康議長 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

私は、介護保険条例、県下で1位を保ってきました。介護保険料が1位です。今回も、内部情報でありますけども、県下で一番高いという状況になります。

近隣を聞いてみますと、多賀町は据置きです。豊郷は、僅かですが800円値下げがされるということを、80円でしたかね、値下げをされるということを知っています。他の市町は据置きないしは値下げするのは豊郷町だけだそうです。そういう点でも、この点では負担が大きいこと、これは容認できない第1の理由です。

それからもう一つは、制度そのものが住民への負担を押しつける仕組みになっていて、その悪さは言うまでもありません。しかし、重度にならない健康づくりの不十分さの蓄積が、給付の高騰という形になっているというように思います。

3年のスパンで見ますと、3年前、第7期の介護保険料が制定される時に、付帯決議が満場一致で可決しました。その中には、給付費を抑える上で、健康な高齢者をつくっていくという事業にシフトする、つまり重点を置くというのがありますし、町長の、委員会の中でもそういう答弁がされていることを引用して、その努力を求めてまいりました。しかし、その成果は表れていません。年を重ねてからの健康づくりでは間に合わないことを示しているというようなものです。

以前から提起していますように、赤ちゃんがおなかにいるときから、出産、幼児期、青春期、成人期と一貫した総合的ケア充実の抜本的な対応策を構築しなければならないというように示されていると思います。これは我が町政の根本的、基本的課題として位置づけなければならないと信じています。

その角度から、第7期の評価を、1つつつを、一つ一つ検証することが重要です。報告書も出されています。地域包括の担当職員が、4人いたのがゼロになっている、こういう表記もありました。これは深刻なことで、体制の空白状態が続いている状況です。担当課だけの責任ではできない問題であっ

て、町全体がこの課題を中心に取り組む心意気と方針、体制、そして十分なる予算を確保しなければならないと思います。

以上で討論を終わらせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第3 議案第7号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第4 議案第8号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第 5 議案第 9 号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 9 号は可決されました。

次に、日程第 6 議案第 10 号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 10 号は可決されました。

次に、日程第 7 議案第 16 号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論ですが、若干の意見を述べておきたいと思います。

議案の 16 号から 21 号まで、これは同和対策事業に関わる事業の始末というように表現すればいいかなというように思いますが、長年懸案になっていたことを一歩進めたことになります。しかし、行政としては金融機関、それから金貸し機関ではありませんので、その行政の運営でどうだったのかということを、訴えをせざるを得ない、つまり、裁判手続に踏み切らなければならないぐらいの状況になっている、そのことを深刻に、やはり町長以下幹部職員の皆さんが過去の問題とせず、振り返って総括をしていくべきではないかというように思います。

そういう作業を、ぜひこの訴えにあたって、つまり、裁判が続きます。相手さんが抗弁をすれば、その長い間の裁判があります。そして、裁判は弁護

士費用がかかりますし、それに、表面に見えるものだけではなくて、職員をそこに投入しなければなりません。給料の範囲ですけども、本来の実務を割いてその作業に当たらねばなりません。そういう点では損失です。そういう損失を招いてきているということもはっきりと明記をして、町民にこういう状況になっている、ないしは「なってしまった」ですかね。こういうところを、やはり訴えにあたってお知らせをする、そういうことが大事だということをお願いして、賛成討論と共通して討論としたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第8 議案第17号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第9 議案第18号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第10 議案第19号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第11 議案第20号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第20号は可決されました。

ここで、議事の都合により、暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○山田充副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第21号を議題とします。

山田裕康議長には、地方自治法第117条の規定により退場いただいておりますので、副議長である私が議長職を務めさせていただきます。

本案について、討論はありませんか。

○宮寄議員 議長。

○山田充副議長 はい。

○宮寄議員 証拠が全てまだ揃っていないので、この議題に関しては退場さ

せていただきます。

(宮寄議員退席)

○野瀬議員 議長。

○山田充副議長 はい。

○野瀬議員 私も判断するには十分でないと思いますので、退場させていただきます。

(野瀬議員退席)

○山田充副議長 本案について、討論はありませんか。

○建部議員 議長。

○山田充副議長 はい。

○建部議員 私は、町長が人道的、政治的に解決を図ろうとした約束を履行することを求めて、本案については反対といたします。

○山田充副議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、この議案第21号、この中身が大変不自然で、不合理な経過があります。これは全協の中でも明らかになりました。また、今日、本会議の前の全協でも町長の答弁がありました。訴訟手続に進む必要がないというように思います。

その理由は、以下述べます。

1つは、令和元年5月21日および同年5月30日付書面がY氏に交付された経過、背景が説明されずに、その書面はなかったことにしてくれと口頭で町長から電話したとのことです。さらに、同じ手続で、その書面の取消しがされていないことで、5月21日、5月30日の書面が生きていると考えられることです。

2つ目は、本人の主張、平成29年8月から続いているわけですが、当事者Yさんが議会に不在なまま、どのように所有権を主張されているのか不明なまま、費用負担がかかること、Yさんが主張されている書面があるはずであります、それが提出されていません。

3つ目には、平成15年4月1日からの請求となっていますが、この請求そのものが、根拠が明確ではありません。

4つ目に、説明資料で、平成20年に当該土地の分筆を行い、土地Aの地代の納付云々があって、そして「20年に時効中断となり」と決めつけていますが、あくまでAの土地であり、Bの土地に直接関わることではないのに、それがなぜ時効中断になるか、甚だ疑問になります。

5つ目は、山田議長から提出された令和2年3月2日付、稲田弁護士からY氏に送付された書面には、平成7年当時の合筆に関わる経過を述べた上で、土地714の20、土地Bの売買代金を払っていないことを「推測できます」

とあります。町代理人の弁護士も推測としかできない状態だということを示しているのではないかと思います。

6つ目は、甲良町の同和対策事業における土地分譲をめぐるでたらめさ、乱脈というか、行政事務のていをなしていない実態には、10年以上前の土地裁判で暴露されました。既に家が建ち、車庫が設置されているのに、土地、町有地のまま、本人さんの名義になっていない案件が幾つもありました。逆のケースで、道路などの用地で、町が買い付けをしているのに、町民のまま残っている事例もこの間、明らかになっています。ですから、町の主張は、土地の登記上の名義は町のままだという現状の主張だけであります。

そして、令和元年5月30日付の公文書から7月26日の間に何があったのか、なぜ履行できないと判断したのかが明らかになっていません。令和元年5月30日付の公文書に直ちに戻って、議会議決にかけ、その内容の正当性が認められれば解決に向かうのではないかと考えます。土地分譲事業当時を熟知していた野瀬町長だからこそ、この公文書交付に至ったのではないかと考えます。

そういう点でも、この5月30日付の公文書に立ち戻って手続を進められることを強く求めて、反対討論としたいと思います。

○丸山議員 議長。

○山田充副議長 はい。

○丸山議員 私も反対討論をさせていただきます。

既に、町が擁壁を、このY氏のお宅の立会い下につき、ここまでという擁壁を町行政がしてあること、この時点で既にこの土地はY氏のものと認められたと判断するべきであって、町民と行政が1つずつ、こういうことで裁判を起こすということ自体がおかしい。これは速やかに個人と町のトップである町長とが話をし、極力、ここまで来たものに関しては、この部分に関してお金がまだ支払われていないとか、支払われているとか、払った、払っていないで平行線を多分、たどると思います。そういった中で、速やかに裁判を起こせばいいというものでもなし、やっぱり町民は行政との信頼関係を得られるように、これは速やかに解決するべき、ここを司法にまかすというのは、ちょっと非常におかしいんじゃないか。

それも私、今、途中で聞いている中でありますが、何度もそのY氏と町長とも話合いをしている中の結果、私でよかったね、町長でよかったねと、そういうような話までできている中で、2人の間がうまくいっている、多分、Y氏の方もそのように考えていたと思います。そういった中で、急にこんなような訴えを起こされる、非常に納得しないところであります。

といった意味で、議案第21号に関しては反対させていただきます。

○山田充副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

○山田充副議長 起立ありません。

よって、議案第21号は否決されました。

ここで、議事都合上、暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第13 議案第23号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第14 議案第24号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第15 議案第25号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２５号は可決されました。

次に、日程第１６ 議案第２６号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２６号は可決されました。

次に、日程第１７ 議案第２７号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２７号は可決されました。

次に、日程第１８ 議案第２８号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２８号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 28 号は可決されました。

次に、日程第 19 議案第 29 号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

23 号から 29 号の共通意見として、補正予算です。補正という範囲で賛成をしたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 29 号は可決されました。

次に、日程第 20 議案第 22 号から日程第 27 議案第 36 号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮崎委員長。

○宮崎予算決算常任委員会委員長 それでは、予算決算常任委員会審査報告書、朗読をもって報告とさせていただきます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査結果。

議案第 22 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 10 号）は原案可決です。

議案第 30 号 令和 3 年度甲良町一般会計予算は原案否決です。

議案第 3 1 号 令和 3 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。原案可決。

議案第 3 2 号 令和 3 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。原案可決。

議案第 3 3 号 令和 3 年度甲良町介護保険事業特別会計予算。原案可決。

議案第 3 4 号 令和 3 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。原案可決。

議案第 3 5 号 令和 3 年度甲良町下水道事業会計予算。原案可決。

議案第 3 6 号 令和 3 年度甲良町水道事業会計予算。原案可決です。

審査経過。

議案第 2 2 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 1 0 号）。

保健衛生費の P C R 検査補助金について、1 0 0 万円の減だが、現在の実績は 3 件である。自費で受けられる P C R 検査についての情報が町民に伝わっていない。広報ができていないと思うが、見解はとの問いに、1 月に町のホームページにおいて、自費検査についての内容が分かる厚生労働省のホームページへリンクできる掲載を行った。現在では、具体的に自費検査医療機関を掲載しているとのことであった。

ホームページだけでは全ての町民が知り得ない。情報が町民に行き渡ったという状況ではないとの意見があった。

商工費の甲良町持続化給付金 2 4 5 万円の減と甲良町中小企業等経営支援給付金 9 0 0 万円の減について、その執行状況はとの問いに、町独自の給付金であり、対前年との収入減少が 2 0 % 以上または 5 % 以上の事業者を対象としたもので、申請期限は 2 月 2 6 日で、甲良町持続化給付金は 1 5 万円の 1 5 件の申請、甲良町中小企業等経営支援給付金は申請がなかった。結果として、国の持続化給付金の対象である対前年 5 0 % 以上の収入減の事業者が多かったとのことであった。

予算計上の際の見極め、計画が甘いのではないか。企画の段階から考え直す必要があるとの意見があった。

小学校費の東小学校管理費の修繕費 4 5 9 万 8 , 0 0 0 円の減額について、ほかにアスベストがある可能性はあるのかとの問いに、現在エレベーターの工事を行い、工事部分にアスベストがあることが確認された。ほかにもアスベストは確認されたが、安全面において、児童の体に害はないとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 3 0 号 令和 3 年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

基金について、全会計合わせて 8 億を超える取崩しになる。財政の危機的状況と言いながら、実際に組んでいる計画とギャップがあることについてど

う考えるかとの問いに、近隣市町や県なども財政調整基金が減っており、収入財源はどこの市町も減少している状況だが、特に本町は影響が大きい。目的基金は充てる費目が決まっているが、予算不足は財政調整基金とふるさと応援基金で充当している。財政調整基金が年々減少し、財政が厳しいため、それを認識し、コロナ感染が落ち着いたら、県の指導を得て、財政健全化のプランの再着手と行政改革に取り組むとのことであった。

まち・ひと・しごとの総合戦略は活かされているのかとの問いに、K P I 指標を取り入れているが、事務に追われて指標追求をしてきた。今後は町民に向けた一層の努力をしていきたいとのことであった。

固定費を削るのは難しいが、変動費は削減しやすい。見直しを順次行い、予算化すべきだとの意見があった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の電算機器購入費 3, 5 7 5 万円について、時代が進み、パソコンも新しくなるが、一度に変えるのかとの問いに、5 年もしくは6 年で変えており、保守が終わるため、基幹系のパソコンは一度に更新するとのことであった。

社会福祉費の呉竹センター費の防犯カメラ設置工事 2 4 9 万 9, 0 0 0 円について、設置箇所と台数、なぜ設置するのかとの問いに、1 階 6 カ所、2 階 4 カ所、屋外が 4 カ所である。被害届は出しているが、不法侵入があったことやマスターキーの返却がないなどのことから、防犯のため設置するとのことであった。

長寺センターも設置するのかとの問いに、予算計上はしていないが、入り口や裏口には今後必要と考えているとのことであった。

呉竹センターは部屋にまで必要なのかとの問いに、事務所内には個人情報もあり、その流出を守るためと、子どもの利用が多いことから、その安全確保のためであるとのことであった。

児童福祉費の甲良町児童クラブ運営業務委託 3, 2 8 2 万 7, 0 0 0 円の入札は 1 社だけだったのか、実績や評判はどうかとの問いに、プロポーザル方式で 1 社のみであった。指導員は現在の方を優先的に雇うため、保護者は安心されている。夏休みなどには指導員の確保も安定してできる利点があるとのことであった。全国で運営されている業者であり、実績については十分であるとのことであった。

清掃費の倉庫整備工事費 1 2 0 万 1, 0 0 0 円について、簡単な建物でいいのかとの問いに、庁舎正面玄関に設置の小型家電や電池、蛍光灯などを置いているが、あふれることがあるため、その仮置場としての倉庫の建設であ

るとのことであった。

農業費の除草工事 650 万円について、130 万円の 5 件でコロナ対策事業として実施ということだが、昨年と比較して少ないのではという問いに、農地費分としては昨年並みである、土木費では計上していないため、区長会要望等があれば補正対応するとのことであった。

農業費のせせらぎの里管理費の不動産鑑定委託 40 万 5,000 円は、現在の道の駅に隣接した農地 2,600 平米の用地を取得し、ヘリポートなど、災害救助活動の拠点となる「防災道の駅」として整備するとのことであったが、予算を圧迫するおそれがあると考えるがどうかとの問いに、まずはコロナ対策を優先し、議会に十分説明をしてから執行するとのことであった。

消防費の甲良町総合防災センター設計業務委託 1,000 万円について、規模が 1,500 平米で、防災センター西の代替倉庫、ごみステーションが含まれるということだが、防災センターだけの規模はどうかとの問いに、建物だけでなく、外構等も含んだ面積であり、詳細は今後決めていく。ごみステーションはリサイクルしやすい環境を整備するため、それを倉庫の中に位置づけるが、以前説明したペットボトルの中間処理施設は含まれていないとのことであった。

補助金や起債はとの問いに、ある程度の設計が進めば、総事業費が積算できる。緊急防災・減災事業債、防災・減災、国土強靱化債、地域活性化事業債、一般単独事業債の 4 つの起債のいずれかになる。補助金は県に相談していくとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 31 号 令和 3 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

県統一化の問題と課題点はとの問いに、保険料水準の統一について、本町は県内では保険料率が低い方であるため、保険料率が上がる見込みであることと、資産割を撤廃する方針であるため、調整が必要である。また、統一に向けては、財政面がこれから苦しくなる見込みであるが、その負担分を保険者に転嫁することについては、バランスを取りながら慎重に進めていく必要があることが課題であるとのことであった。

また、短期保険証と資格証明書の発行は県の統一的な判断か、町独自の判断かとの問いに、県の部会で統一化を検討しており、一定の基準を設けるが、内容は現状の町の運用から大きく変わらない見込みであるとのことであった。

保険料水準の県内統一はいつかとの問いに、県の第 2 期運営方針では、令和 6 年以降の早い時期となっているが、各市町の財政上の事情もあり、令和 8 年くらいまでの猶予を設けることになっているとのことであった。

高額療養費の減の原因はとの問いに、新型コロナウイルスの影響で、全体

的に医療費総額が減っていることと、前年決算額等を加味し精査した結果であるとのことであった。

出産一時金の件数はとの問いに、令和３年度から統一化により前年度実績分を計上する仕組みに変わったため、１件４２万円で７人分の計上であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第３２号 令和３年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

高齢者健康づくり事業委託は、一般会計から支出を行っても高齢者広域連合から補助が出る仕組みかとの問いに、この事業は滋賀県後期高齢者医療広域連合から認められた事業であり、全額補助されるとのことであった。また、この事業を行うことで努力者支援ポイントが与えられ、そのポイントが保険者努力制度交付金となるメリットもあるとのことであった。

実施している自治体はとの問いに、約１０自治体はある。単年度事業と数年の評価事業があり、本町は単年度事業であるとのことであった。

そのほかにも、いろいろ質疑、指摘があった。

議案第３３号 令和３年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

町の抱える課題と方向性はとの問いに、徴収の問題については、連絡、督促、催告で訪問などを行って収納率を上げていきたい。また、課題としては、第８期の介護計画のニーズ調査から、人口減少と高齢化により利用が増え、独居世帯、高齢世帯の増加により家族介護力が低下し、在宅介護が増える。重症化予防として早期の介護予防施策を重点的にやっていきたいとのことであった。

６５歳以上の人口は２，２６４人で、介護の認定率は１９％だが、県内の市町と比べてどれくらいの位置なのか、また、７５歳以上の認定率、８５歳以上の認定率はとの問いに、認定率は県内で５番目に高く、７５歳以上の認定率は１７．３％、８５歳以上は１０．２％であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第３４号 令和３年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

管理料は見直しをしたのかとの問いに、令和２年度より１，２００円から２，４００円に改定し、１０年分前納となっているとのことであった。

その管理料について、７人が未納、４人と連絡がつかないということだが状況はとの問いに、４人については電話等をしているが、本人と連絡がつかない状況である。未納者には６回から７回は郵便で通知はしており、電話連絡をしているが、電話が通じない方や、購入者が死亡し、承継手続きができていない場合もあるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 35 号 令和 3 年度甲良町下水道事業会計予算。

供用開始されてから 20 年以上たつので、管やポンプの経年劣化が想定されるが、財政補填については国や積立てで対応できるのかとの問いに、管については国の補助金があり、補助率は 2 分の 1 で、残りの 90 % は企業債を借りる。そのための計画が必要であるとのことであった。本町はまだ新しい方であるため、計画策定は行っていないとのことであった。

管は何年で見直しをするのかとの問いに、おおむね 50 年であるとのことであった。

マンホールポンプの改修工事費について、昨年と 500 万円違う理由はとの問いに、マンホールに集まる汚水量によりポンプの容量が違うことと、工事費の積算を委託するためであるとのことであった。

断層があるので、耐震整備などの面からも、補助金などを利用して早めに対応した方がいいのではとの問いに、本町単独ではなく、各自治体との会議で情報を発信し、県を含めて相談しながら立案していきたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 36 号 令和 3 年度甲良町水道事業会計予算。

休栓者の内容と件数はとの問いに、水道メーターの権利があり、主に町外に出た人で、およそ 285 件であるとのことであった。

盗水疑惑に対する対策はとの問いに、令和 2 年度から水道メーターの交換の際に、外部に検査を依頼している。そのとき、不審なことがあればメーターを交換せず、原課に伝え、検査を行う仕組みであるとのことであった。

今までにそのような事例はあったかとの問いに、なかったとのことであった。

近隣市町では家族構成から使用料の平均を出すなどをしているので、そのような調査方法をしてはどうかと前年にも提案したが、行ったのかとの問いに、明確にはできていないとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

以上であります。

○山田裕康議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第 22 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算(第 10 号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案２２号について討論させていただきます。賛成討論ですが、次の点で改善を求めているというように、改善していただきたいというように思います。

防犯灯の設置工事、これは減額になっています。アピールが足りなかったのか、設置後の電気代の負担が要望字の負担になるのではとの思いで引いた状態があるのか、検証が必要だというように思います。さらに、防犯という重要な課題の、この執行状況は小さな予算であっても、その中に意味する問題を掘り下げる町行政であってほしいと願わざるを得ません。

次に、法人税の減収がありました。かなり大きな金額です。企業の収益に頼らざるを得ないという、この中心に置いた税収の不安定さに注目すべきだというように思います。やはり人口、個人、町民、県民税の収入が主になると。安定して法人が、企業が、企業活動にいそしんで、そして、納税が伸びていく、こういう状況ではありません。そこに注目をしていただきたい。

報告の中にもありましたように、前年と比べて５０％以上収入が落ち込んでいるという、その持続化給付金の申請が１００件以上あったようですが、そういうところにも表れている、ここに注目をしていただきたいというように思います。

それから、誘客多角化事業委託、これ、全額未執行となりました。角度を変えれば、ほかに町民に必要な予算を計上する段階、予算を組む段階に、その金額が圧迫したということになります。その点でも県、国のＧｏ　Ｔｏ　キャンペーン、ここに無批判に乗る必要はないというように、私、思います。とりわけ、コロナの中で、町民はそれぞれ、事業者についても、それから暮らしについても逼迫をしている現状です。そこに焦点を当てた予算組みを、改めてこの段階でも求めたいと思います。

賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２２号は可決されました。

それでは、議案第30号の討論、採決の前に、建部議員から令和3年度甲良町一般会計予算に対する修正案が提出されていますので、これを議題とします。

発議第4号について、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○**建部議員** 私の方から、議案第30号 令和3年度の甲良町一般会計予算に対する修正案を提案いたします。

今回の修正案、総額40億577万円を40億455万円に改めるものでございます。122万円の減額であります。

その歳入でございますが、基金繰入金を122万円減額するものであります。

歳出につきましては、まず、社会福祉費を161万4,000円減額。次に、清掃費につきましては120万1,000円の減額。農業費につきましては40万5,000円の減額。道路橋梁費につきましては1,200万円の増額であります。消防費につきましては1,000万円の減額でございます。合計は122万円の減額となります。

次に、事項別明細の説明でございますが、4ページをお願いします。

まず、呉竹総合センター費の中の工事請負費でございますが、防犯カメラの設置工事費161万4,000円の減額であります。

次に、塵芥処理費でございますが、工事請負費、倉庫の整備工事費でございますが、120万1,000円の減額であります。

次に、せせらぎの里管理費で委託料、不動産鑑定委託でございますが、40万5,000円の減額であります。

次に、道路橋梁維持費でございますが、工事請負費1,200万円の増額であります。

そして、防災費、委託料の総合防災センター設計業務委託でございますが、1,000万円の減額であります。

それぞれの理由につきましては、先ほどの全協で、趣旨の中で説明を申し上げましたので、省略をいたします。

以上、よろしくお願いします。

○**山田裕康議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**山田裕康議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第30号および発議第4号について、併せて討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 発議に賛成し、原案に反対する立場で討論させていただきます。

1つ目は、予算は自治体の顔と言われます。その町政の顔と言われます。そのためには、どのような方向をめざして、具体策をどうするのか、予算の中に表さねばなりません。

野瀬町政においては、初戦の選挙も含めて3度の選挙戦を経て、3年と5カ月が経過します。職員力の向上、「みんなでまちづくり」を掲げていますが、人口減少は止まる気配がありません。防災センター中止を掲げて、国の補助や起債を取り下げたにもかかわらず、今回、突然、防災センターの設計費1,000万円を計上しました。町長はどのような総括、検証をした上で予算計上したのでしょうか、明らかにすべきであります。その総括、検証が語られないままの実行は納得できるものではありません。これが第1点目です。

2つ目は、呉竹センターの防犯カメラです。これは提案者の説明のとおりです。

3つ目は、国交省の施設の一端というものの、土地を購入する上での、その前提での鑑定費が計上されています。なぜその「防災道の駅」が必要なのか、どんな計画なのかという点でも説明がないまま、これが実行されれば、次に進んでいきます。そういう点でも、議会の軽視と言わねばなりません。

4つ目は、倉庫の整備工事です。元々が仮置場です。ここに120万という町の税金を投入する、ここに疑問を感じざるを得ません。玄関を見ますと、大変整理をされて、整っています。多い時期、つまり、あふれると言いますが、あふれたケースはあったかもしれません。私が見る限り、そういうケースはありませんし、職員の目の届くところで町民が小型家電や、それから蛍光灯などを持参されています。今で十分、整頓をすれば整うと思います。

5つ目には、町内の建設業者は極めて小規模な事業者が多数を占めています。国の持続化給付金を受けた件数が100件を超えたとのことですが、この点では本当に深刻です。事業規模、従業員数、それから固定費などを無視した1回きりの給付では、苦境を乗り越えることは困難だのように思います。道路補助費が、多くの小零細業者に仕事が行き渡る方法を強く求めてまいります。

最後に、野瀬町長がコロナ関連の住民支援策で、個人給付は停止との考え方についてであります。福祉施策、生活支援策の中心は個人給付であります。中学校卒業までの医療費無料化や、それから透析患者の交通費、インフルエンザ予防費、特定健診の人間ドック補助など、町民の健康維持や生活支援に欠かせない施策そのものであります。これらを個人給付、ばらまきと捉えて軽視をする、おとしめる見方は自民党政治の中心にあるというように一貫して流れているというように思っています。未来の投資という口実の下で、大

手ゼネコンしか受け取れないような巨大プロジェクトの事業が優先されているのではないのでしょうか。

地方自治体の中心任務は、住民の福利増進であります。予算編成にあたって、この重要な任務をないがしろにしてはならないことを十分喚起しておきたいと思います。

最後に、予算計上にあたっては各事業、とりわけ新規事業について、実施要項、それから積算概要などの予算の根拠、正当性を示す資料、基本的な資料が準備されていないことが、予算決定されても実施することがすこぶる遅くなっていることにつながっているというように思います。町長の指導性でいえば、町長はしばしば「議会とは対立ではなく政策論争ができるように」などと言われています。であるならば、決算議会、つまり9月定例会が終わった時点から次年度の事業、予算計画を練り上げることが大事ではないのでしょうか。

11月の臨時会で町長の給与減額が可決し、これに不服として再議にかけ、さらに12月末には知事への審査申立て、これには弁護士との打合せ等々、時間を割くことが余儀なくされます。令和3年度の町政運営と予算をどのように充実させるのか、町民の皆さんの幸福に寄与する、福利増進に寄与するというその努力、職員への指導がおろそかにならざるを得ないのではないかと考えます。こういう点でも、ぜひ改善をしていただく必要があります。

あわせて、今、国の方は緊急事態宣言が解除されましたが、その戦略的な方向は出ました。けども、PCR検査についても、またモニタリング検査、これ、1日1万件。13都道府県に1万件と言っていますが、その兆候は、各県に割りますと800件ですよね。こういう点では広がりません。

ですから、甲良町が実施をしたPCR検査100人分、2万5,000円。これは本当に先進的な事例で、千葉の市長選挙で、また、大阪で甲良町のPCR検査が無料でできる、その自費検査が補助金がついたと。しかも、7,000を切る町がそういうことをしたというので、候補者が演説に引用しているようでございます。そういう情報も入ってまいりました。という点では、いい制度は全国を励ましています。

今日の新聞には、広島でクラスターを抑える取組が大変効果が現れたことが載せられています。そういう点でも、小さな町でありますけども、今の情勢に合った適格な制度、予算をつくっていけば、そういうように全国に広がっていくというように思いますので、その点、改めていただく、強化をしていただく、福祉、暮らしのところに充実をするところに置いていただくことを重ねて申し上げて、原案に反対、修正案に賛成とさせていただきます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 8番 木村です。

私も議案30号に反対、発議4号に賛成という討論をさせていただきます。

委員会におきましては、原案に賛成をした立場でございました。それはなぜかという、この防災センターに一日も早く取り組んでいただきたいという思いで、そのイの一番の設計を止めることはあんまりよくないんじゃないかという意味で、委員会においては原案賛成させていただきました。

今日、発議4号の修正案の趣旨を見させていただきましたところ、いわゆる、当然のことではありますが、議会と協議するという文言が何カ所かに出てきます。また、今後、一日も早く議会と協議をできるように、また新たな案が出てくることを祈りまして、原案反対、発議4号に賛成です。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 私も、今ほど木村議員のおっしゃいましたとおり、予算常任委員会では当初予算に賛成をさせていただきました。

本来ならば、予算決算常任委員会の採択をもって、大体一定の期間があり、本来は行政側から予算の再検討をしていただきまして、変更を加えていただきたいというふうに思っております。

あと、いろいろ予算を確認しますと、中身の再検討をしてみますと、取りあえず予算づけという部分もありました。執行側の思いがやっぱり伝わってこないというのも、これは現実やと、私はこう思っております。特に、防災施設や代替の倉庫などについては、規模に対しては、やっぱり高額の出費というふうに考えざるを得ないというふうに思います。十分な建設案をもって、議会と共に協議しながら資金確保と予算づけをする必要があると思います。

また、議論ありました呉竹センターの防犯カメラは外部との進入の監視など、必要最小限度の設置で、これもいいと思います。

そういった中を考えますと、やっぱり修正案は妥当として賛成をさせていただき、本当初予算については反対をさせていただきたいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 私も原案に反対で、建部議員の修正動議に賛成をしたいと思います。

先ほどから皆さん言われているように、私も防災センターは必要と考えております。そういった中で、今まで、私も議会に携わるようになってから今年で14年目。今まで町内で大きい工事、箱物に関しては、子育て支援センターに関しても、東京の方まで議会、町長と研修に行って、こういう流れで子育て支援センターが要る、必要である、甲良のまちにもという、先にやっぱり思いがあって、明確にやっぱりどういうことをやっておられるか、そう

いうことをやっぱり前に、先に立ててから、そういう箱物を建てていくに関しては、結果を出していったらいいと思います。

その後、道の駅に関しても、私たち議会としましては、ここにいる半分ぐらいになりますが、愛知県の幸田町の方に寄せていただき、道の駅の趣旨とか、どうやったらこのように成功するのかという、いろんな意味で研修にも行かせていただきました。だから、一時はこの防災センターも竜王町をたたき台という形で考えておられました。それが、ちょっと町長の選挙があり、替わった途端、ちょっとそれは中止というか、延期というか、そんな感じになっております。

ただ、皆さんが思うのと一緒に、防災センターに関しては賛成なんですけど、やっぱり予算を組むにつけて、予算をつけている中にありまして、ここにこういうものを建てたい、こういうような方向で進みたい、そういうやっぱり前向きなところが見えないんですよ。だから今、こういうような感じで、ちょっと皆さんが、意見が割れているのが事実だと思うんです。だから、そういう意味でもう少し、予算を組むに関しては明確に、前向きなところを見せていただきたいなと思います。

それと、呉竹センターに関しまして、防犯カメラ。今の時代、防犯カメラが犯罪を防ぐ、犯罪を見抜く、そういう意味では防犯カメラは非常に必要なことだと思います。しかしながら、外部には当然そういうことがあって、犯罪を防ぐためにはいいと思うんですが、やっぱり各部屋の中身まで、皆さんの何かプライバシーを監視するような、ちょっとそこまでは、ちょっとやり過ぎでないかと思うので、この防犯カメラに関しても、外部につけるのは賛成で、内部までは要らないんじゃないかという、この建部議員の修正案に、動議に賛成したいと思いますので。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第4号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第30号 令和3年度一般会

計予算について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、議案第32号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 制度そのものが大変差別的な制度だというように指摘をされています。その当時、厚生労働省の大臣だった方までも「おば捨て山」という表現をしたぐらいです。

保険料が違いますし、それから医療制度そのものが違う。つまり、使う薬品そのものも違って、お薬自体も違ってきます。そういう点でも大変、いわゆる罹病率の多い高齢者が全部ひと山にされて、その範囲で保険料を出し合って、その保険料の範囲で。もちろん町や県、それから国が、補助がありますけども、基金を出しますけども、その分は大変少ないです。その範囲で医療費を賄っていかなければならないという隘路ができてしまって、保険料が高くなるという仕組みです。

その2点で、やっぱり反対とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３２号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第３２号は可決されました。

次に、議案第３３号　令和３年度甲良町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　条例のところでも言うたとおりなんですけども、介護保険料、これが非常に高い金額です。しかも、利用者から見ますと、その利用と保険料の負担をしなければならない。しかも、利用される方は全体の２割です。そこで助かっておられる方も２割おられるわけなんですけども、その負担そのものが大変高過ぎる状況です。

以前、町長が、健康推進を充実させて、介護にかかる方が少なくなるように努力をしていくという方向なんですけども、そのことが取り組まれていません。決定的に、やはり一般会計から投入をしないことにはできない状況になっていますし、基金の取崩しも今期されましたけども、その次の状況もありません。

その点でも、これは根本的に見直してもらう必要がありますし、介護保険会計そのものの根本を見直していただくことを求めて、反対討論とします。

○山田裕康議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第３３号は可決されました。

次に、議案第３４号　令和３年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、討論はありませんか。

て、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３４号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第３４号は可決されました。

次に、議案第３５号 令和３年度甲良町下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３５号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第３５号は可決されました。

次に、議案第３６号 令和３年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業は、命をつなぐ水、これ、水のありがたさというのは日々感じているわけですが、ただ、世界と比べますと大変水に恵まれた国、日本であります。そのところを忘れてしまうという点でも、この事業に取り組むことが大事です。

その大事な事業で、甲良町では、盗水という恥ずべき疑惑が発生をしました。委員会の中でも述べたんですが、盗水疑惑はもう払拭されまして、ありませんということが堂々と宣言できる、町長の側も、それから議会の側も宣言できる、そういう晴れやかな取組にぜひしていただきたいことを求めて、賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第28 発議第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第5号。

令和3年度甲良町一般会計予算の執行に関する付帯決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

令和3年3月23日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 西澤伸明。

○山田裕康議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 令和3年度の甲良町一般会計予算の執行にあたりまして、付帯決議を提案申し上げます。

令和3年度甲良町一般会計予算の執行にあたっては、次のことを留意し、実施することを求めます。

1、予算編成において、コンサルや業者から各種の参考見積りを徴して予算を計上していますが、中には十分な検討、精査がされないまま計上しているものがあります。よって、予算は経費節減を念頭に、業者の言いなり、過大見積りを排除し、適正価格で執行されたい。

2、町民を対象とした給付事業予算は、時宜を逸することなく、迅速に執行すること。また、その案内や通知文書は、その個人給付事業には、慶事や弔辞、喜びや悲しみ、励ましや応援等の内容のものがあります。そういったときには、そのような言葉を添えて、温かい心通う行政の姿勢を示されたい。当然、町民への接遇、応対においても、同じ心であるべきだと思います。

3、往々にして、予算・事業の執行が遅い町であります。12月、3月直前に集中してくる場合が多いです。そのため、事務が混乱しミスや不正が発生する要因にもなっています。年間通して、余裕と適期、適当な時期を持った事業の推進とスムーズな事務運営を求めます。

4、予算の編成にあたっては、「総合防災センター」や「防災道の駅」のような1億円を超える大型な建設事業は、たとえ前段、設計委託費や不動産の鑑定委託などもそうなのですが、前段の僅かな予算でも、議会との事前合意がなければ計上することができない。すなわち、事前合意が必要であるということを求めたい。その理由、内容は、事前合意の内容とは、建物の必要性を含めて、機能、規模、おおよそどれぐらいの予算かということを含めて事前協議と申します。

5、町行政を推進・執行していくには、町長を頂点とする役場職員の指揮命令体系の確立が必然であります。とりわけ、災害時には欠かすことができません。よって、この課題こそ何よりも最優先に取り組むべきであります。

6、「甲良町新しい生活・産業様式確立支援交付金事業」、2,000万円を見ていますが、コロナ禍による社会経済活動の停滞・困難さに鑑み、サーベイランスを含む中小零細事業者などの全ての自営業者（法人・個人）を、不正のない正当な直接支援をする制度にすること。

最後に、昨今の「新型コロナウイルス対策」については、終息には程遠いが、せめて、字が変わりますが、収束に向かう対策の強化と推進を図ること。とりわけ、「町民の健康と暮らし支援」策を早急に講じることを強く求めまして、付帯決議といたします。

以上、よろしくお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 付帯決議、予算を執行する上での注意点といいますか、喚起点といいますか、強調点を出していただいたというように思います。

そこで、やはり現町政の中で私が注目するのが、個人給付は停止する、この考え方が表明をされて、そして、第3次の補正予算の下にも、これは国の指導、国、県の指導かというように思いますけども、それが改めて文字で示されています。そのところをやっぱり突破をしていかなければ、町が町民と接して、福利厚生、健康とか、医療とか、それから教育、ここに重点を置いて施策を展開するという点でも、非常に障害になるというように考えてい

ます。

ですから、この決議に関わって、安定ヨウ素剤の事前配布が予算にも計上されました。これをぜひとも計上され、そして速やかな実行に移していただきたいというように思います。

それから、P C R 検査の補助金についても、これも、この一番下にありますね。健康と暮らし支援、ここに大きく関わってきます。

そこで、県への、県がそのP C R 検査は本当にさぼっています。ですから、執行にあたっても、小さな町が頑張っているんだから、県はぜひとも拡大、そして充実した検査体制をつくってほしいというので、町が先頭になってやってほしいというように思います。拡大をしていく必要がありますね。対象を町内勤務の方にも広げて、クラスターを未然に防ぐ、このことが大事だというように思います。

それから、もう一つは、述べられています、職員集団の結束。これ、「防災道の駅」や、それから防災センターとの関わりでいっても、建物を建てても、今の職員の体制、人数も不足するのかなと私は思いますけども、今の現状でも、町長を先頭に、課長が緊急事態のときにきちんと指揮命令を一本化させる、そういうことがやっぱり日常的に課長会議、それから職員会議で、町長がしっかりと訓示をし、指導をしていく。足りないところは逐次、町長が指摘をし、職員に指導をする。こういう役割をぜひ果たしていただきたいというように思います。

それから、6 番目に書かれています甲良町新しい生活・経済様式確立の支援事業でありますけれども、これは大変曖昧な中身です。その点でも、体力が現在弱っています企業、それから、それを直接支援することをぜひとも要綱の中でも補強して、充実させていただくことを求めて、付帯決議の賛成討論とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 もっともな意見が述べられております。

私、4 番を除けば賛成なんですけども、4 番、これ、可決してしまうと、ちょっと動きにくくなると。ある程度、町の方が融通を利かせて動いてもらうと。もちろん、議会無視では困りますけれども、そういうところで、4 番がなければ賛成なんですけど、4 番があるということで、私は反対させていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第 5 号は可決されました。

次に、日程第 29 意見書第 1 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第 1 号。

核兵器禁止条約に参加を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項および第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 23 日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、木村修、阪東佐智男、丸山恵二、山田充、岡田隆行。

○山田裕康議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 朗読して、提案説明とさせていただきます。

核兵器禁止条約に参加を求める意見書(案)。

広島と長崎で核兵器が最初に使われてから、今年で 76 年になります。核兵器禁止条約は本年 1 月 22 日に発効しました。人類は、初めて核兵器は「違法」とする国際法を手にしたのです。

同条約は、2017 年(平成 29 年)7 月 7 日、国連で 122 カ国の賛成、反対 1 の圧倒多数で採決されました。条約に調印した国は 80 を超え、現在 52 カ国が批准しており(本年 1 月時点)、約 20 カ国が批准する意向を示し、年内にも 70 カ国に近づくとされています。

これは、広島・長崎をはじめ世界中のヒバクシャの苦しみ悲しみをくぐり抜けての長年にわたるたゆまぬ努力と世界平和への願いに応えた多数の政府、市民社会が共同して実現した画期的到達点です。同条約の成立に尽力されてきた被爆者のサーオ節子さんは「核兵器の終わりが始まった」と感慨深く語られたことでもその一端が示されています。

さらに、本条約が採択されてから、3 年半の間に、核兵器製造企業に資金を貸さないと表明する金融機関が増えるなど、世界では、変化が見え始めて

います。これらの流れは世界の人々が協力し合えば核兵器のない平和で公正な世界は可能であることを示しています。

一方、核兵器保有国は、一貫して反対しており、直接この条約によって、拘束されるわけではありません。しかし、核兵器は通常兵器と異なり特別な大量殺りく残虐兵器で人間の尊厳を根底から奪うものです。この認識が世界中の圧倒多数の世論となれば、保有国の行動が制約を受けることは確実です。なぜなら、本条約は核兵器等の開発・実験・製造・保有・貯蔵のみならず、譲渡・使用の威嚇・開発や実験の援助・勧誘なども全面的に禁止しているからであります。

日本は唯一の戦争被爆国であり、世界の中で一番核兵器の非人道性・残虐性を、身をもって体験してきた国です。だからこそ、日本がこの条約に参加すれば、すばらしい劇的な「核兵器廃絶」への流れが加速すると世界から注目されているのです。いつまでも核の脅しによる外交・安全保障に固執し、「核兵器の終わりの始まり」に背を向けることは許されません。

よって、以下の事項を強く求めます。

記。

1、核兵器禁止条約に署名・批准すること。

2、条約に参加するまでの間は締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日。

宛先は、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

滋賀県甲良町議会議長 山田裕康。

以上です。

若干補足をしますと、対人地雷の禁止条約が既に発効をして、効果を上げています。当初、60カ国余りで批准をして、発効をしましたが、現在100を超えて、その効果が現れ、対人地雷を製造する企業に、金融機関がその資金は貸さないというようになっていきます。対人地雷を製造、保有をしていた国の中にも加盟をする国が表れています。こういう点でも、世界でこの合意がされれば、残虐兵器は、やはり通常兵器とは異なるという認識が高まっていくんだと思います。

もう一つは、この条約が採択された経過は、小さな国、コスタリカとか、私たちがふだん目にしない国が共同して提案をし、そして、122カ国が賛成をするということになりました。大国は私たちのマスコミ等々で目についてきますけども、世界の動きは、やはり対等、平等の流れが大きく広がっているというように、私はそのことを思います。

3点目は、軍事費の膨大さです。以前の資料でありますけれども、アメリカの軍事費は、日本の国の国家予算、100兆円を超える予算です。そのことが大きな足かせになり、ベトナム戦争などでも大敗をした中で、軍事費を減らす方向で、アメリカ政権、大統領などが方向を切らざるを得ない。オバマ大統領が核兵器禁止の世界世論をつくろうと呼びかけた時期もありました。そういう点でも、今、人類の歴史は、戦争は犯罪、そして、残虐兵器、つまり通常兵器とは異なるもの、大量に破壊をする、そしてガスでの攻撃などについては大きく世論が合意される方向になっています。そういう点でも、私たちの小さな町でありますけれども、意見書を上げて、提出をし、そして世論の1つに、一助になればというように思いますので、どうぞ皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

それから、引用した文章の、この決議案、意見書の中身は、これらの文章と、それから中日新聞の特集記事、2月21日号を引用させていただいた部分があります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 賛成者には名前を連ねてはいないんですけれども、現実、核の傘下で、日本が影響を受けてないかということ、傘下に入って、その影響を受けているのは確かです。しかし、唯一の被爆国として、日本が積極的に世界を引っ張って、リーダーシップを持って核廃絶、これを訴えるべきだと私は思っております。

よって、この意見書に対しては、私は賛成したいと思います。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 私も賛成なんですが、元々私は、自民党の政策に大いに賛同するところがあるんです。でも、この1点だけは、自民党の政策には大反対。多分、アメリカに遠慮しているんだろうと思うんですが、いずれにしても、日本は被災国、その核の一番痛みを知っている国なんです。その国が率先してこういった条約に参加する、賛同するということ、これはもう当然のことなんですが、どういうわけか、自民党政府はこれには首を縦には振らない。

そういう状況ですが、やはり粘り強くこの意見を求めていく、そういう方向で今後も行くべきだし、この意見書に賛成をいたします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第1号は可決されました。

次に、日程第30 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、日程第31 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

ここで、先般の丸山議員の一般質問の中で、小林課長の職種を「保健師」と発言しましたが、「看護師」であるため、その訂正をさせていただきます。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和3年甲良町議会3月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月4日の開会から本日まで、行政から提出いたしました議案は35件でありました。予算決算常任委員会、総務民生常任委員会への付託案件につきまして、また、全員協議会におきましても、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。各議案にそれぞれ適切な議決をいただき、

ありがとうございました。

議案第 21 号の訴えの提起につき議決を求めることについては否決となりました。いま一度、議案内容を点検いたし、議案の取扱いを再検討いたすものであります。

議案第 30 号の令和 3 年度一般会計予算については、修正案が可決をされました。せせらぎの里不動産鑑定委託料及び総合防災センター設計業務委託料につきましては、指摘事項につきまして精査の上、議会となるだけ早く協議をさせていただきたいと考えております。

また、令和 3 年度甲良町一般会計予算執行に関する付帯決議につきましては、その項目ごとに内部検討した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

3 月 4 日、議会開会の行政報告で申し上げましたとおり、本町の予算編成において、財源不足深刻、予算編成危機的状态と申し上げました。一層の行財政運営の改善に取り組んでまいる所存であります。

4 月下旬から新型コロナウイルスのワクチン接種が開始をされます。必要量に見合うワクチンの配分量に不安はありますが、接種体制を点検いたし、スムーズに接種が行えるよう準備を整えてまいりたいと考えております。

令和 3 年度からは、第 4 次総合計画に基づき、行政運営を行います。行政と住民が協働する「みんなでまちづくり」に取り組んでまいりたいと決意しているところであります。議員の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

3 月定例会の閉会にあたりまして、挨拶をさせていただきます。20 日間の長期の会期にわたりましてご審議いただきましたこと、重ねてお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 これをもって、令和 3 年 3 月甲良町議会定例会を閉会します。

(午後 0 時 23 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣